

長岡京市民間心身障がい者福祉施設運営費補助金額の基準に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長岡京市民間心身障がい者福祉施設運営費補助金交付規則（平成2年長岡京市規則第30号）第4条の補助金の額について必要な事項を定めるものとする。

(補助金の基準額等)

第2条 補助金の基準額の算定は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 福祉ホームの運営に要する経費分として、長岡京市障がい者福祉ホーム事業施要綱（地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）の施行の日（平成25年4月1日）施行）別表に定める補助基準額と対象経費のうちいずれか少ない額を、福祉ホーム利用者が入居前に居住していた市町村ごとの人数により按分して得られた額とする。
- (2) 民間心身障がい者福祉施設が開所した時点において定員に達していない場合は、開所した日の属する年度以降初めて定員に達する年度までのうち必要と認められる間、施設の初期導入費として、関係市町の協議により定められた各市町の施設利用者の人数により按分して得られた額とする。

(基準日)

第3条 算定の時期は、毎年4月1日現在の施設利用者を対象とする。ただし、年度途中において施設利用者の変更があった場合は、3月末において月単位で清算するものとする。

- 2 年度途中において開所した場合は、当該年度のみ開所した月を基準日とし算定する。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 第3条第1項第1号における「0.1」を平成15年度は「0.15」に、平成16年度は「0.125」に読替える。
- 3 第3条第1項第2号における「1/2」を平成15年度は「5/6」に、平成16年度は「4/6」に読替える。

附 則

1 この要綱は、平成19年7月8日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。

2 平成20年度以降に適用する第2条第1項第1号に定める入通所者の単価については、平成20年3月までに見直すものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年6月15日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年6月25日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

- 2 改正後の長岡京市民間心身障がい者福祉施設運営補助金額の基準に関する要綱の規定は、施行日以後の申請に係る補助について適用し、同日前の申請に係る補助については、なお従前の例による。